

30 宗男女第 14 号
平成 30 年 5 月 14 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(市民協働環境部男女共同参画推進課)

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

平成 30 年 5 月 1 日付 30 宗監第 16 号で通知のあった標記の件について、別紙
のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（男女共同参画推進課）

定期監査実施日：平成29年4月26日

監査対象年度：平成28年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（１）こころと生き方の相談業務委託に関する事蹟について 次の点について、設計方法や契約書及び仕様書を見直すとともに、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 設計書においては、相談員の超過勤務72時間分の人件費を計上しているが、明確な根拠が記載されていない。また、設計に対する超過勤務の実績を把握していない。</p> <p>イ 専門の相談員による対応が必要な業務であるとして、特定の業者と契約しているが、契約書及び仕様書には、配置する相談員の具体的な資格及び条件を明示していない。</p> <p>ウ 契約書及び仕様書には、業務の報告を求める記載がない。また、請負業者から相談件数等の報告は受けているが、日々の業務が仕様のとおり実施されているか確認できない。</p> <p>エ 契約書においては、受託者は市に着手届及び工程表を提出することと定めているが、それらの書類が見受けられない。</p>	<p>（１）こころと生き方の相談業務委託に関する事蹟について</p> <p>ア 定期監査での指摘後、設計方法について見直しを行い、改めました。また、設計を行う際は、明確な根拠を基にするよう、周知を徹底しました。</p> <p>イ 定期監査での指摘後、配置する相談員の具体的な資格および条件を明示するよう改めました。</p> <p>ウ 定期監査での指摘後、業務の報告について記載するように改めました。また、日々の業務については、日報により確認を行うようにしております。</p> <p>エ 定期監査での指摘後、契約書に定める書類の提出を徹底するようにしました。</p>
<p>（２）宗像市男女共同参画推進事業の実施及びセンター管理運営業務委託に関する事蹟について 次の点について、業務報告の方法及び内容を見直すとともに、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 仕様書においては、スタッフの配置人数を定めているが、人員の配置状況に関する報告書が見受けられないので、仕様のとおり配置されているか確認できない。また、市が受託者に貸与する備品を別紙のとおりとすると定めているが、別紙が契約書に添付されていない。</p> <p>イ 毎月、業務が仕様のとおり実施されているか確認するた</p>	<p>（２）宗像市男女共同参画推進事業の実施及びセンター管理運営業務委託に関する事蹟について</p> <p>ア 定期監査での指摘後、人員の配置状況について業務実施報告書に記載するよう改め、確認を行うようにしました。また、備品については別紙、貸与備品一覧を添付するよう改善しました。</p> <p>イ 定期監査での指摘後、業務実施報告書の内容を見直し、仕</p>

め、受託者に業務実施報告書を提出させている。しかしながら、受託者から提出された業務実施報告書の内容は、一部の業務に関する報告のみである。

ウ 契約書においては、受託者は市に着手届及び工程表を提出することと定めているが、それらの書類が見受けられない。

(3) 自治会における男女共同参画推進状況アンケート調査業務委託に関する事蹟について

仕様書に記載された業務数量と設計書に記載された業務数量が異なっている。また、見積り依頼の起案文書において、1者見積りとする理由が記載されていないので、適正に事務処理されたい。

様書で定める業務に関する報告を行うよう改めました。

ウ 定期監査での指摘後、契約書に定める書類の提出を徹底するようにしました。

(3) 自治会における男女共同参画推進状況アンケート調査業務委託に関する事蹟について

定期監査での指摘後、業務数量の誤りについては正しく改めるとともに、書類の内容確認を確実にを行い、誤りを発生させることがないように、周知を徹底しました。また、契約事務規則に基づく適正な事務処理を行うよう、周知を徹底しました。